

(案)

平成26年6月 日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町まちづくり推進会議
会長 菊地 端夫

第3期寒川町まちづくり推進会議報告書

第3期寒川町まちづくり推進会議は、平成24年7月から平成26年6月までの約2年間、寒川町自治基本条例（以下「本条例」という。）に基づく協働のまちづくりの推進について議論を重ね、様々な取り組みを行ってまいりました。ここに、私たちが任期を終えるにあたり、2年間に渡って調査・検討・実施した内容について総括すると共に、町への提言も含めて次の通り報告いたします。

なお、本報告書は2年間の活動と提言の概要をまとめたものであり、より詳細な内容については別添資料を確認ください。

本条例が目指す、町民と町が連携し協働してすすめるまちづくりについて、町が一層の取り組みを行っていくことを期待しています。

1. 第3期寒川町まちづくり推進会議の活動について

第3期寒川町まちづくり推進会議は、平成24年8月9日に第1回会議を開催して以降、平成24年度には3回、平成25年度に3回、平成26年度に1回、の計7回の会議を開催し議論を重ねてまいりました。推進会議の合間には幹事会を開催し、幹事会の開催件数は11回となっております。平成25年度からは推進会議の下に、より個別のテーマについて検討を行う研究部会等を設置し、各部会では活発な議論や活動を行ってまいりました。

平成24年度は前期まちづくり推進会議からの提言に対する町の回答を踏まえ、町民活動団体向けアンケート案を作成するとともに、行政情報をわかりやすく知らせるための方法と体制整備、自治基本条例を町民に知ってもらう工夫と職員の意識付けの徹底等について第3期推進会議としての意見・アイデアをまとめ中間報告をいたしました。

また、平成25年度及び26年度においては、作成した町民活動団体向けアンケートの実施及び結果の取りまとめを行ったほか、24年度中に委員より意

見提出された個別の内容を集約して、「熟年パワー社会還元研究部会」、「女性の活躍の場研究部会」「町民参加研究部会」、「住民投票条例勉強会」の四つの各研究部会等で課題について議論、研究等を進めてまいりました。

また、役場の各課等に対しては、「自治基本条例推進のための庁内アンケート」を実施しました。アンケート結果と分析は添付の町民参加研究部会報告書のとおりです。

これらの取り組みは、まちづくり推進会議の設置目的である町民の参加による自治運営の推進を図るため、自治基本条例の推進及び町政運営に対する町民の参画に関する調査・協議してきたものです。

2. 寒川のまちづくりに向けたアンケート結果について

第3期寒川町まちづくり推進会議では、平成25年度に協働のまちづくりを進める上での課題を把握するとともに、まちづくり活動をサポートできる方法や町民をはじめ各種団体の協働を可能とする仕組みづくりなどの検討に資するため、町内の町民活動団体に向けたアンケート調査を実施しました。調査は平成25年8月30日から9月20日までの間、211団体等を対象に実施し、127団体から回答を頂くことができました（回収率60.2%）。アンケート結果の詳細は別添のとおりであり、町へ対する意見や要望など貴重なご意見が自由意見には含まれております。是非アンケート内容を全庁的に職員に周知し、その内容を踏まえた町としての改善や対応に努めていただきたいと考えます。調査結果の概要は以下の通りです。

(1) 自治基本条例の周知度について

自治基本条例の周知度については、名称を知っている割合が約35%、内容もある程度知っている割合が約31%にとどまっています。制定後約7年間を経て、条例の認知度は徐々に高まっていると思われませんが、協働のまちづくりという自治基本条例の理念が町民の間に十分に浸透しているとはまだいえない状況です。今後も周知方法を工夫され、より一層、自治基本条例の制定趣旨と理念が町民の間で共有されるような方策が必要です。

(2) 様々な団体がネットワークを深めて活動していける仕組みづくりについて

いろいろな団体がネットワークを深めて活動していける仕組みに関しては、他団体との連携に関心があるが連携するかどうか分からないという回答が約

40%であり、各団体の活動の情報共有や声掛けの仕方が重要となってきます。

同様に、地域の活動への町の支援策については、町がもつ情報の提供、各団体の情報のとりまとめと提供等、町による情報の収集と提供が必要であるという回答が多く占めました。

また、こういった町の支援機能について、町内にある三つの公民館を利用するか、もしくは新たに施設を設置するかについては、現在すでにある三つの公民館を、まちづくりを推進する拠点とすることに対する賛成意見が約80%となりました。これらの状況も踏まえ、いろいろな団体がネットワークを深めて活動していける仕組みづくりについては、団体の連携に向けた声掛け、活動に対する町の支援策、活動拠点による支援について充実されることを望みます。

3. 各研究部会等の活動と内容について

(1) 熟年パワー社会還元研究部会

シニアのキャリアを地元に戻元構想　—健康寿命を伸ばす—

定年を迎え地元に戻ってきているシニアの方々は寒川町でも増えている。現役時代に培われた知識や技能などのキャリアを本庁や出先機関、並びに各種機関や公共施設などで発揮することにより、生きがいが満たされ、結果的には健康寿命をのばすことを狙う。

これからの生産年齢変動に対処できるソフトインフラ整備であり、強いては行政コスト削減につながる構想・企画である。

研究により分かってきたシニアのキャリアを生かした各種活動の場をあげる。

- ① お年寄りがコミュニケーションを持てるお手伝いの場
- ② 行政へのお手伝いの場
- ③ 子ども世代への援助・お手伝いの場
- ④ 後期高齢者へのお手伝いの場
- ⑤ 各種催し物の講師としてのお手伝いの場
- ⑥ 各種委員・役員の斡旋、案内などのお手伝いの場
- ⑦ そのほかのお手伝いの場

これらの活動の場が、町全体に亘って実行できる具体的な取り組みの方法と共に展開できるシステムとルールなどを研究したので、早期にこの構想が実現されることを望みます。

(2) 女性の活躍の場研究部会

寒川町では協働のまちづくりや男女共同参画社会の推進に向けて、様々な取

り組みが行われています。その一つであるさむかわ男女共同参画プランにおいては、政策や方針決定過程などへの女性の参画推進に向け、審議会への女性委員の登用の促進や住民活動などにおける女性リーダー登用の促進などを掲げています。また、公募委員の選任においては男女比や年齢構成の配慮により、女性や若い世代の参画を促し、まちづくりをより身近なものとしています。しかし、審議会や活動団体は専門性や団体の役員・幹部等が壁になり、なかなか女性委員の参加が進展しません。また、公募に応募する女性が少なく、会議開催にも影響しています。今の社会が抱える課題は寒川町も例外ではなく、男女が協働で支えるまちづくりを進めていく必要性を強く感じます。この現状に鑑み部会においては、1.「女性の参画を進める環境づくり」、2.「女性の参加を進めるための意識啓発」の2点から検討を行いました。

1. においては、(1) 審議会等の規則・内規の見直し、(2) 女性委員登用促進の指針作成、(3) 女性活動団体の連携、について意見交換・検討を行い、それぞれの必要性について確認したほか、(4) として、女性委員の参画促進に関する課題把握のため、審議会等の女性委員への聞き取りを実施しました。

また、2. については、女性委員やリーダー育成のための講座の開催をする必要があると考えたところです。これらの結果を踏まえ、実現に向けた検討を今後も継続的に続けていく体制作りを提案します。

(3) 町民参加研究部会

当部会は、第3期まちづくり推進会議のスタート年度(平成24年度)に決定した調査事項のうち当該年度に検討できなかった、①「町政運営に対する町民の参画」及び②「条例の職員への意識づけとしての庁内アンケート」を担当しました。①については、前期推進会議委員等の意見から、

ア どういうことを変えていくべきか具体的な提言をする必要がある。

イ パブリックコメントはもっと分かりやすく意見が出やすいようにすべき。

ウ 公募委員の割合がほかの市町村に比べてものすごく少ないのは問題。

などの意見を踏まえて検討し、また②については、町政参加及び条例を推進する庁内の現状を把握しつつ意識づけと仕組みづくりに資するようアンケートを作成し、実施しました。

公務ご多忙の折にもかかわらずご協力いただいた皆様には感謝申し上げます。

おかげさまで、このたび「町民参加研究部会報告書及び自治基本条例を推進するための庁内アンケート結果」としてまとめることができました。

本報告では、町の取り組み・意識面において残念ながら十分ではない画点が見られありましたので、ご留意いただきたい点として報告書のなかで指摘させていただきます。

町におかれましては、これらの点にご留意され、今後の協働のまちづくりの推進及び協働の仕組みづくりに生かしていただくことを期待します。

(4) 住民投票条例勉強会

自治基本条例では、町は、まちづくりに関する重要事項の決定について直接住民の意思を確認するために住民投票を行うことができるとし、住民投票が行われた場合町はその結果を尊重するとしています。また住民投票に参加できる人は町に住所を有する18歳以上の者とし、その他の事項については別に条例で定めるとしていますが、自治基本条例が制定されて7年が経過した今日でも、住民投票に関する条例は制定も庁内で検討もされていません。寒川町まちづくり推進会議では、住民投票について勉強会を設置し、そのあり方について検討を重ねてまいりました。推進会議が町民活動団体に行ったアンケートにおいても、約6割の団体が、住民投票が行えるよう条例等の整備が必要であると回答しています。寒川町と同様に、自治基本条例で住民投票を定めながらその実施に関する条例を制定していなかった他自治体では、住民からの直接請求を受けて慌てて検討を開始している状況もみられます。現時点で寒川町内に「まちづくりに関する重要事項」が存在しない場合でも、住民投票を条例で定める際の様々な論点（投票対象事項の範囲、請求・発議の主体や要件、成立要件、投票資格者の範囲、運動や運動に対する規正、住民投票に係るコスト等）について検討を行いその成果を町民と共有するとともに、住民投票の対象となる事項や論点について町民が事前にじっくりと検討をし、町民間で討議を行えるような熟議のプロセスなど、新たな住民投票の在り方についても庁内、議会内で検討を行っていくことが重要と考えます。

4. まとめ・提言

寒川町自治基本条例が制定されてから7年が経ち、この間、私たち第3期を含め、寒川町まちづくり推進会議では自治基本条例の推進と町政運営に対する町民の参画に関する事項について、様々な活動が行われてきました。第1期の推進会議では、条例運用にあたり会議公開規則とパブリックコメント手続に関する規則の内容についての議論や「地域の安全」をテーマにした町民ワークショップ等が行われました。第2期の推進会議では、茅ヶ崎市市民活動サポート

センターへの視察等を経て、様々な団体がネットワークを深めて活動していける仕組み作りや、町民への情報提供体制の整備等に関する提言が行われています。

私たち第3期推進会議では、前期の推進会議の提言項目に対し新委員の立場から具体的な意見やアイデアを提案したほか、町民をはじめ各種団体の協働を可能とする仕組みづくりに資するため、町民活動団体に向けたアンケート調査を行いニーズの把握と分析に努めました。さらに、将来に寒川町が直面する社会的な課題や自治基本条例の理念の一層の推進を図るため、「熟年パワー社会還元研究部会」、「女性の活躍の場研究部会」「町民参加研究部会」、「住民投票条例勉強会」の四つの自主的な組織による議論、研究等を進めました。

この間、町においても会議の公開、パブリックコメントの実施、審議会等の委員の公募に加え、近年では地域担当職員制度の創設、自治基本条例に関する全職員研修の実施、町民ボランティア団体等登録制度の創設等、自治基本条例の推進に関する取り組みを加速させていることは、いまだ十分でないものの、前向きな取り組みとして一定の評価をすることができます。

しかしながら、今後、少子高齢化の進展による厳しい財政の見通しの中、複雑多様化する行政需要にこたえていくためには、町民と町が一体となったまちづくりとそのための町民の力を活かす一層の取り組みが不可欠です。本報告での各提案は、いずれもそういった協働のまちづくりを推進するためのものであり、各提案をどのように今後のまちづくりに活かしていくかについての、町側の意欲と能力、センスに大いに期待したいと思います。